

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会常任理事
城 守 国 斗

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦

第 7 次医療計画（中間見直し）及び第 8 期介護保険事業（支援）計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握について

厚生労働省では、これまで、第 7 次医療計画及び第 7 期介護保険事業（支援）計画の策定にあたり、都道府県担当主管課宛に、医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握に関する調査の実施の事務連絡を发出しており、本会からも貴会へ情報提供を行っております。

令和 2 年度は、第 7 次医療計画の見直し及び第 8 期介護保険事業（支援）計画作成が検討される年度であり、厚生労働省はこれらの計画における整合性の確保を重要としていることから、今般、都道府県の主管課へ、令和 2 年 4 月 1 日時点における医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換に関する検討状況の把握調査を依頼しております。

今後、都道府県より対象の医療機関等へ調査依頼があるかと存じますが、厚生労働省では、本調査は第 8 期計画期の介護保険サービス量を見込む重要な調査としております。貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会および関係会員等への周知につきご高配いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、現在、各医療機関におかれましては新型コロナウイルス感染症の対応でご多忙のことと存じます。都道府県から厚生労働省への報告〆切り等については柔軟に対応するとのことですので、医療機関におかれましても、必要に応じて都道府県担当部局へご相談いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

(別添資料)

○第 7 次医療計画（中間見直し）及び第 8 期介護保険事業（支援）計画期間の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握について（周知依頼）

(令和 2 年 5 月 20 日 厚生労働省医政局地域医療計画課・老健局老人保健課、介護保険計画課 事務連絡)

以上



事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 20 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局老 人 保 健 課
介護保険計画課

第 7 次医療計画（中間見直し）及び第 8 期介護保険事業（支援）計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握について（周知依頼）

令和 2 年度は第 7 次医療計画の見直し及び第 8 期介護保険事業（支援）計画作成が同時に検討される年度であり、引き続き、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画における整合性を確保することが重要であり、医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換意向を把握する必要があります。

今般、各都道府県宛に別添事務連絡を発出いたしましたので、新型コロナウイルス感染症へ対応いただいているところですが、同内容について貴会会員へ周知いただくとともに、都道府県による意向調査へのご協力をお願い申し上げます。

なお、本調査は、地域において第 8 期計画期における介護保険サービス量を適切に見込むために重要な調査であり、下記も踏まえ、可能な限り「未定」以外の回答を収集したいと考えておりますので、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

また、「未定」との回答があった事業者については、本年夏頃を目処に、改めて意向調査を行う予定ですので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

記

1. 介護療養型医療施設を有する医療機関について

- ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定により、介護療養型医療施設の設置期限は令和 6 年 3 月 31 日までとされています。

- ・ 昨年 12 月 27 日にとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）（以下「部会意見」という。）においては、「介護療養型医療施設の令和 5 年度末の廃止期限までに、介護医療院への移行等が確実に行われるよう、より早期の意思決定を支援するとともに、申請手続きの簡素化も含めた移行等支援策の充実により、円滑な移行を一層促進することが適当である。」とされているところです。
- ・ 期限まで約 4 年ですが、より早期に自治体との相談を開始すること、より早期に意思決定を行うことで、円滑な移行が可能となります。
- ・ また、移行等の手続きには一定の期間が必要ですので、可能な限り早期に検討・意思決定を行っていただくとともに、意向調査に反映いただけますようお願いいたします。
- ・ なお、平成 30 年 4 月から 31 年 3 月までの 1 年間で、約 9,300 床の介護療養型医療施設が移行等を行い、このうち、約 70%（約 6,600 床）が介護医療院に移行しています。介護医療院への移行に係る主な支援策を別紙にまとめていますので、検討にあたりご活用ください。

2. 医療療養病床を有する医療機関について

- ・ 医療療養病床から介護医療院等への移行に関しては、部会意見において、「事前に見込まれていない医療療養病床からの移行により各保険者の介護保険財政に影響を及ぼすおそれがあり、それぞれの地域における介護サービスのニーズと介護保険財政への影響を把握し、介護保険事業（支援）計画の策定段階から介護医療院のサービス量を適切に見込むための方策を講じることが適当である。」とされているところです。
- ・ 介護保険事業（支援）計画策定にあたっては、新設、移行等を含めて、地域において必要な介護施設の整備量が見込まれることから、本調査において移行が適切に把握できない場合、移行以外の形での整備量が見込まれることも考えられます。
- ・ 移行先の検討にあたっても一定の期間が必要ではありますが、特に介護医療院を含む介護サービスへの移行を検討している場合は、本意向調査への反映をお願いします。

＜介護医療院への移行に関する主な支援策＞

1. 基準、介護報酬

- ・療養室の1人当たりの床面積、廊下幅等について、介護療養型医療施設等からの移行の場合は、基準緩和がなされています。
- ・地域住民への説明等の要件を満たした場合、移行定着支援加算（93 単位/日）が令和3年3月31日まで算定可能です。
- ・詳細については、下記3のコールセンター又は所在地の許可権者（都道府県、指定都市、中核市）にお問い合わせください。

2. 地域医療介護総合確保基金

- ・介護療養型医療施設から介護医療院への移行に係る施設整備費用、開設準備経費等について、地域医療介護総合確保基金による助成制度が使用可能です。対象経費や費用額等の詳細については、所在地の許可権者にお問い合わせください。

3. コールセンター

- ・介護医療院に係る基準や報酬に関する事業者からの質問にお答えするコールセンターを設けています。

＜連絡先＞

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

電話番号： 03-6733-3454

FAX： 03-6733-1019

Mail： kaigoiryouin2020@murc.jp

対応曜日：土曜、日曜、祝日、年末年始を除く平日 10:00-17:00

※厚生労働省の事業として三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に委託しています。

4. 事例集

- ・実際に介護医療院に移行した事業者ヒアリングを行い、開設に向けた準備、スケジュール、意思決定プロセス、理念共有に向けた取組、開設後の状況・課題をまとめた事例集を作成しています。
- ・平成30年度
<https://www.mizuho-ir.co.jp/topics/2018/pdf/kaigoiryouin-h30-gl3103jirei.pdf>
- ・令和元年度

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/02/kaigoiryouin_6.pdf

5. ハンドブック、パンフレット

- ・ 介護医療院の基準、報酬等をまとめたハンドブックを作成しています。また、入所者向けのパンフレット、紹介画像を作成しており、各施設でご自由に使用できますので、入所者、家族等への説明にあたりご活用ください。

https://www.murc.jp/cam/kaigoiryouin_2019/

6. シミュレーションツール

- ・ 介護療養型医療施設を有する事業者等が介護医療院に移行した場合の施設経営を検討できる簡易的な収支シミュレーションツールが公表されています。

<https://www.wam.go.jp/hp/kaigoiryoin/>

事務連絡
令和2年5月20日

医療計画主管課
各都道府県 御中
介護保険事業支援計画主管課

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局介護保険計画課

第7次医療計画（中間見直し）及び第8期介護保険事業（支援）計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設からの転換意向の把握について

令和2年度は第7次医療計画の見直し及び第8期介護保険事業（支援）計画作成が同時に検討される年度であり、引き続き、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、これらの計画における整合性を確保することが重要であり、医療療養病床を有する医療機関及び介護療養型医療施設から介護保険施設等への転換意向を把握する必要がある。

また、各都道府県の医療部局と介護部局の密接な連携の下、転換意向調査を実施し、医療機関における転換の意向等を把握した上で、都道府県や市町村の医療、介護担当者等の関係者による協議の場（「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な指針（平成26年厚生労働省告示第354号）第2の2の1の協議の場をいう。」）において議論することにより療養病床からの転換の見込量を設定することが重要である。

現在、各都道府県の医療部局及び介護部局においては、新型コロナウイルス感染症へ対応いただいているところであるが、このような趣旨を御理解の下、転換意向を把握することについて御協力をお願いしたい。なお、調査にあたり、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の状況を踏まえ、〆切りについては柔軟に対応するので必要に応じて相談いただきたい。

なお、介護療養型医療施設の設置期限は2024年3月31日とされており、特に2023年4月1日の転換先が未定と回答した医療機関に対しては、当該期限までに計画的に移行等が行われるよう、面談等により個別に検討状況を確認する等の支援をお願いしたい。「未定」との回答であった医療機関に対しては、本年夏頃を目処に、あらためて意向調査を行う予定である。

おって、これらの計画の整合性の確保については、別途通知する予定である。

記

（1）調査対象

各都道府県に所在するア及びイとする。なお、4月1日以降、調査対象以外の施設に転換した施設、廃止した施設は調査対象外とする。

- ア 2020年4月1日時点で次の入院基本料を算定している病床を有する医療機関
・療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1・2

- ・療養病棟入院基本料（経過措置療養病棟入院基本料注 11 に規定される点数）
- ・療養病棟入院基本料 特別入院基本料
- ・有床診療所療養病床入院基本料

イ 2020 年 4 月 1 日時点で介護療養型医療施設の指定を受けている施設

(2) 調査内容

別添調査票のとおり。全国集計するため、別添調査票の内容は必ず調査するようお願いします。

また、調査への回答に当たっての留意事項として調査票の送付と併せて調査対象医療機関及び施設に周知すべき内容は次のとおり。

- ・ 調査結果を厚生労働省、都道府県、市町村に情報提供すること。
- ・ 現時点の状況を把握するものであるが、調査結果に基づき、各市町村は第 8 期介護保険事業計画のサービス見込量や介護保険料を設定することに留意すること。

※ その他、必要に応じて介護医療院の概要及び転換支援策について情報提供を行うこと。

(3) 調査結果の提出期限

令和 2 年 7 月 20 日までに厚生労働省（下の「提出先」アドレス）に提出する。未提出の施設があった場合、同年 8 月 17 日までに追加で提出する。

(4) 調査結果の情報提供

令和 2 年 7 月 20 日までに厚生労働省に提出いただいた調査結果について、都道府県をまたぐ利用状況も含めて集計し、7 月中に各都道府県へ情報提供しますので、管内市町村保険者への提供をお願いします。

【提出先】

厚生労働省老健局介護保険計画課計画係

Tel: 03-5253-1111 内線 2175

Mail : 8kikaigo@mhlw.go.jp

医療療養病床の転換意向調査票

この調査は、2020年4月1日時点で次の基本料を算定している病床を有する医療機関が対象です。

- ・療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1・2
- ・療養病棟入院基本料 経過措置（療養病棟入院基本料注11に規定される点数）
- ・療養病棟入院基本料 特別入院基本料
- ・有床診療所療養病床入院基本料

質問0 施設所在市町村・コード、施設名 都道府県・市町村（五十音順）は、プルダウンメニューから選択してください。

都道府県	市町村	施設名

質問1 転換意向及び転換先に関する質問

2020年4月1日時点の医療療養病床に係る届出病床数と、2021年4月1日、2022年4月1日、2023年4月1日、2024年4月1日、2025年4月1日時点で想定される予定病床数についてお答えください。

		2020年4月1日時点の療養病床に係る届出病床数 ※1		2021年4月1日の予定病床数 ※2	2022年4月1日の予定病床数 ※2	2023年4月1日の予定病床数 ※2	2024年4月1日の予定病床数 ※2	2025年4月1日の予定病床数 ※2	
医療保険	療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1・2 (20:1)		→						
	療養病棟入院基本料 経過措置 (25:1)								
	療養病棟入院基本料 特別入院基本料								
	有床診療所療養病床入院基本料								
	回復期リハビリテーション病棟入院料								
	地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む								
	その他（医療保険）								
介護保険	介護医療院								
	介護老人保健施設								
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）								
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。）								
	認知症高齢者グループホーム								
	看護小規模多機能型居宅介護								
	小規模多機能型居宅介護								
	その他（介護保険）								
	病床廃止（上記のいずれにも転換しない）								
未定	未定（介護保険サービスへの移行または病床廃止を含めて検討中）								
	未定（上記以外。医療保険サービス内での転換のみ検討中）								
合計		0床	→	0床	0床	0床	0床	0床	

回答した施設には、床数を質問2も上。

合計数はいずれも同じにしてください。

※1 対象となる病棟が複数ある場合には、該当するすべての病棟を合算した数を記入してください。
※2 この調査票では、2020年4月1日時点の療養病床に係る届出病床数に関する予定病床数のみ記入してください。

質問2 入院患者の要介護状態区分別、介護保険者別内訳に係る質問

都道府県・介護保険者（市町村・広域連合）は、プルダウンメニューから選択してください。

質問1で、いずれかの時点で介護保険、病床廃止又は未定（介護保険サービスへの移行または病床廃止を含めて検討中）に病床数を計上した施設におかれては、上記病床にかかる直近月の1日0時時点の入院患者の全員について、要介護状態区分別、介護保険者（市町村・広域連合）別の人数をご記入ください。直近月は、2020年4月以降とし、把握できる月でよいです。

※入院患者に係る介護保険者名と要介護状態区分の確認が必要な場合には、介護保険被保険者証で確認下さい。

＜入院患者の時点＞

2020年 月1日0時時点の入院患者

[illegible]

介護療養病床の転換意向調査票

この調査は、2020年4月1日時点で「介護保険適用の療養病床」又は「老人性認知症疾患療養病棟」を有する医療機関が対象です。

質問0 施設所在市町村・コード、施設名 都道府県・市町村（五十音順）は、プルダウンメニューから選択してください。

都道府県	市町村	施設名

質問1 転換意向及び転換先に関する質問

2020年4月1日時点の介護療養型医療施設に係る届出病床数と、2021年4月1日、2022年4月1日、2023年4月1日、2024年4月1日時点で想定される予定病床数についてお答えください。

				2020年4月1日時点の介護療養型医療施設に係る届出病床数 ※1		2021年4月1日の予定病床数 ※2	2022年4月1日の予定病床数 ※2	2023年4月1日の予定病床数 ※2	2024年4月1日の予定病床数 ※2
医療保険	療養病棟入院基本料 療養病棟入院料 1 ・ 2 （20:1）								
	療養病棟入院基本料 経過措置（25:1）								
	療養病棟入院基本料 特別入院基本料								
	有床診療所療養病床入院基本料								
	回復期リハビリテーション病棟入院料								
	地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む								
	その他（医療保険）								
介護保険	病院	療養病床	療養機能強化型A						
			療養機能強化型B						
			その他						
	診療所	療養病床	老人性認知症疾患療養病床						
			療養機能強化型A						
			療養機能強化型B						
			その他						
	介護医療院								
	介護老人保健施設								
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）								
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。）								
	認知症高齢者グループホーム								
	看護小規模多機能型居宅介護								
	小規模多機能型居宅介護								
	その他（介護保険）								
	病床廃止（上記のいずれにも転換しない）								
	未定								
合計				0床	→	0床	0床	0床	0床

※1 対象となる病棟が複数ある場合には、該当するすべての病棟を合算した数を記入してください。

※2 この調査票では、2020年4月1日時点の療養病床に係る届出病床数に関する予定病床数のみ記入してください。

合計数はいずれも同じ

